| 公民学習ワーク             | <u>シート No. 2</u> 日本国憲法と基本的人権(教科書 p. 46~55) |
|---------------------|--|
| ☆最近( / )            | ) のニュース                                    |
| •                   |  |
| ○基本的人権              |  |
| 1. [1               | ]権 ~ ひとりの人間として自由に生きる権利                     |
| (1) [2              | ] の自由 … 思想・良心の自由(19条),信教の自由(20条)。集会・結社・    |
|                     | [3 ] の自由(21条), [4 ] の自由(23条)               |
| (2) [5              | ]・[6 ] の自由 … 奴隷的拘束, 苦役からの自由,               |
|                     | 逮捕・拘禁などに対する保障                              |
| (3) [7              | ] の自由 … 居住・移転と [8 ] の自由(22条)               |
| ・ただし [9             | ] が広がるおそれがあり、[10 ] による制約がある。               |
| <b>2</b> . [11      | ]権 ~ ひとりの人間として平等に生きる権利                     |
| ◇憲法 14 条…「          | 「すべて国民は [12 ] であって, [13 ]                  |
|                     | 又は門地により, 政治的, 経済的又は社会的関係において, 差別されない。」     |
| ・1985年[14           | ] 均等法の制定・1999年 [15 ] 基本法の制定                |
| <b>3</b> . [16      | ]権 ~ 国に対して人間らしい生活を求める権利                    |
| <b>(1)</b> [17      | ] 権=◇憲法 [18 ] 条「すべて国民は [19 ] で [20 ]       |
|                     | 的な[21]の生活を営む権利を有する。」                       |
| (2) [ <sub>22</sub> | 〕を受ける権利                                    |
| ◇憲法 26 条…           | 「国民はその [23 ] に応じて [24 ] 教育を受ける権利」          |
| (3) [25             | 〕基本権                                       |
| • [26               | ] 法 56 条「使用者は、児童が満 15 歳に達した日以後の最初の 3月 31 日 |

] 権・[28 • 労働三権= [27 ] 権 (争議権)・[29 ]権

が終了するまでこれを使用してはならない。」

## 公民学習ワークシート No. 2 日本国憲法と基本的人権(教科書 p. 46~55)

☆最近 ( / )のニュース

正答

## 〇基本的人権

- |1|. [1**自由** ] 権 ~ ひとりの人間として自由に生きる権利
- (1) [2 精神 ] の自由 … 思想・良心の自由(19条),信教の自由(20条)。集会・結社・ [3表現 ] の自由(21条), [4 学問 ] の自由(23条)
- (2) [5 **生命**]・[6 **身体**] の自由 … 奴隷的拘束, 苦役からの自由, 逮捕・拘禁などに対する保障
- (3) [7 **経済活動**] の自由 ··· 居住・移転と [8 **職業選択**] の自由(22条)
- ・ただし [9 **活動格差** ] が広がるおそれがあり、[10 **国** ] による制約がある。
- |2|. [11 平等 ] 権 ~ ひとりの人間として平等に生きる権利
- ◇憲法 14 条…「すべて国民は [12 **法の下に平等**] であって, [13 **人種, 信条, 性別**
- , **社会的身分**] 又は門地により, 政治的, 経済的又は社会的関係において, 差別されない。」
- ・1985年「14男女雇用機会」均等法の制定・1999年「15男女共同参画社会」基本法の制定
- 3. [16社会 ]権 ~ 国に対して人間らしい生活を求める権利
  - (1) [17 **生存** ] 権=◇憲法 [18**25**] 条「すべて国民は [19**健康** ] で [20 **文化** ] 的な [21 **最低限度** ] の生活を営む権利を有する。」
  - (2) [22 教育 ] を受ける権利
- ◇憲法 26 条…「国民はその [23 **能力** ] に応じて [24 **ひとしく** ] 教育を受ける権利」
- (3) [25 **労働**] 基本権
- [26 **労働基準**] 法 56 条「使用者は、児童が満 15 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日が 終了するまでこれを使用してはならない。」
- ・労働三権= [27 **団結** ]権・[28 **団体行動** ]権(争議権)・[29 **団体交渉** ]権